

水第 1355 号  
令和 4 年 7 月 12 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定  
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第6号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより機船船びき網漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町松輪剣崎突端正南線から川崎市地先に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域（共第2号共同漁業権の漁場の区域のうち共第1号共同漁業権の漁場の区域と重複する	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 夜間(日没から日の出までの間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)網(袖網を含む)の全長29メートル以下 (2)袖網の長さ10メートル以下 (3)網口の幅12メートル以下 (4)網口の高さ又は袖網口の高さ3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和4年8月3日から同年9月2日まで	令和4年10月28日から令和8年6月25日まで

さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	区域を除く。)を 除く。	同上	同上	横須賀市久里浜に漁 業根拠地を有し、かつ 共第1号共同漁業権 の漁場の区域におい てさよりを目的とす る機船船びき漁業を 営むことについて当 該漁業権の漁業権者 の受忍を受けている 者	同上	同上	令和4年 10月23 日から令 和8年6 月25日 まで
さより 機船船 びき網 漁業	1	同上	横須賀市長井地 先亀城灯標正西 線から中郡大磯 町地先に至る神 奈川県海面。た だし、共第10号 共同漁業権以外 の共同漁業権の 漁場の区域を除 く。	同上	同上	鎌倉市腰越に漁業根 拠地を有し、かつ共第 10号共同漁業権の漁 場の区域においてさ よりを目的とする機 船船びき漁業を営む ことについて当該漁 業権の漁業権者の受 忍を受けている者	同上	同上	令和4年 9月10 日から令 和8年6 月25日 まで